

特定非営利活動法人消費者支援かながわ 御中

株式会社グラングレス

## 回答書

御法人の2021年1月13日付申入書に対し、以下のとおりご回答申し上げます。

1 「第1 申入れ事項」1項に対して

利用規約4条4項は、「未成年者は、会員登録の申請を含む本サービスの利用に関する一切の行為につき、親権者等の法定代理人の同意を得た上でこれを行うものとする。未成年者が法定代理人の同意を得た旨の通知又は登録した時点で、本サービスの利用及び本規約の内容について、法定代理人の同意があったものとする。」に訂正します。

利用規約21条1項(12)は、「契約者が死亡した場合」に訂正します。

2 「第1 申入れ事項」2項に対して

利用規約5条5項は、「第三者が利用者のID及びパスワードを用いて本サービスを利用した場合であっても、当社は、契約者による利用とみなすことができるものとし、利用者の責に帰すべき事由がない場合を除き、利用者はかかる利用についての利用料金等の支払その他一切の債務を負担するものとする。」に訂正します。

3 「第1 申入れ事項」3項に対して

13条4項・5項は、もともと履行期限ではなく発送の目安であったため、これを明確にするために、4項を「当社からの初回のレンタル商品の発送は、混雑状況や在庫状況等により時間を要することがあるが、できる限り申込日から5営業日以内とする。」、5項を「当社からの2回目以降のレンタル商品の発送は、混雑状況や在庫状況等により時間を要することがあるが、契約者から当社へレンタル商品が返却され、検品作業が完了した日から、できる限り5営業日以内とする。」に訂正します。

4 「第1 申入れ事項」4項に対して

20条1項(3)を削除します。

5 「第1 申入れ事項」5項に対して

当社としては、民事訴訟法17条の移送申立てによって管轄に関する消費者の利益は確保されていると考えるため、削除ないし訂正は致しかねます。

6 「第1 申入れ事項」6項

30条1項は、「当社が利用者に対して負う損害賠償の範囲は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社の責に帰すべき事由により利用者に現実に発生した直接かつ具体的な通常の損害に限定され、かつ、損害賠償の額は当社が利用者から本サービスの対価として受領した一ヶ月分の利用料金の最大金額を超えないものとする。」に訂正します。

31条1項(13)は「当社の故意または重過失によらない、メールの遅延や不具合に起因する場合」、(14)は「当社の故意または重過失によらない、金額や日付に関する問題や不具合に起因する場合」、(15)は「利用契約終了後の使用について生じた場合」に訂正します。

その他の条項については、いずれも利用者に帰責性がある場合の条項であるため訂正の必要はないと考えています。

以上